

電波法関係審査基準 新旧対照表

改正案	現行
<p>第 16 簡易無線局(法第 12 条に基づき免許を受けたものに限る。)</p> <p>1 申請者の簡易な事務又は個人的用務を行うために開設するものであって、次に掲げるものに該当しないものであること。</p> <p>(1) 電気通信業務を行うことを目的として開設するもの</p> <p>(2) 船舶又は航空機の安全航行を確保することを目的として開設するもの</p> <p>(3) 主として海上又は上空で使用することを目的として開設するもの(防波堤若しくはこれに準ずる外隔施設の内側の水域又は船舶内のみにおいて使用するものを除く。)</p> <p>(4) 鉄道用若しくは軌道用客車又は貨車、索道用機器又は一般乗合旅客自動車の安全運行を確保することを主たる目的として開設するもの</p> <p>(5) 専ら天災地変その他非常の事態に際し、人命及び財産保全又は治安の維持を確保することを目的として開設するもの(法第 103 条第 2 項に規定する無線局として開設するものを除く。)</p> <p>(6) 防衛、警察、海上保安、検察、入国管理、公安調査、税関、検疫、麻薬取締り又は防災の業務の遂行を確保することを目的として開設するもの</p> <p>(7) 航空運送事業の用に供する航空機(貨物のみを運送するものを除く。)内において使用することを目的として開設するもの</p> <p>(8) 水防、道路、消防又は気象業務の遂行を確保することを主たる目的として開設するもの</p> <p>2～9 (略)</p>	<p>第 16 簡易無線局(法第 12 条に基づき免許を受けたものに限る。)</p> <p>1 申請者の簡易な事務又は個人的用務を行うために開設するものであって、次に掲げるものに該当しないものであること。</p> <p>(1) 電気通信業務を行うことを目的として開設するもの</p> <p>(2) 船舶又は航空機の安全航行を確保することを目的として開設するもの</p> <p>(3) 主として海上又は上空で使用することを目的として開設するもの(防波堤若しくはこれに準ずる外隔施設の内側の水域又は船舶内のみにおいて使用するものを除く。)</p> <p>(4) 鉄道用若しくは軌道用客車又は貨車、索道用機器又は一般乗合旅客自動車の安全運行を確保することを主たる目的として開設するもの</p> <p>(5) 専ら天災地変その他非常の事態に際し、人命及び財産保全又は治安の維持を確保することを目的として開設するもの</p> <p>(6) 防衛、警察、海上保安、検察、入国管理、公安調査、税関、検疫、麻薬取締り又は防災の業務の遂行を確保することを目的として開設するもの</p> <p>(7) 航空運送事業の用に供する航空機(貨物のみを運送するものを除く。)内において使用することを目的として開設するもの</p> <p>(8) 水防、道路、消防又は気象業務の遂行を確保することを主たる目的として開設するもの</p> <p>2～9 (略)</p>